

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

許認可等の内容		児童手当の支給要件
根拠法令及び条項		児童手当法第4条
所管部課係名		こども未来部こども給付課給付係
審査基準	関係条項	
	基準 (未設定の場合はその理由)	児童手当の支給要件に該当する者は、児童手当の支給を受けようとするときには、その受給資格及び児童手当の額について、内閣府令で定めるところにより、住所地の市町村長の認定を受けなければならない。 ただし、認定の請求を行ったものの、下記の要件に該当しない場合又は添付書類に不備があり、保留通知書の送付後に、正当な理由なく、期限（通知からおおよそ3か月）までに提出されない場合、その請求が却下され、手当の支給を受けられない。 ・受給資格 児童手当は次のいずれかに該当する者に支給する。 (1)一般受給資格者 ① 父又は母 ② 未成年後見人 ③ 父母指定者 ④ ①～③のいずれにも監護されず、生計も同じくしない支給要件児童を監護し、生計を維持するもの (2)施設等受給資格者 ① 児童自立生活援助を行う者 ② 小規模居住型児童養育事業を行う者 ③ 里親 ④ 母子生活支援施設の設置者 ⑤ 指定発達支援医療機関の設置者 ⑥ 乳児院等の設置者 ⑦ 障がい児入所施設等の設置者 ・支給要件 児童手当は受給資格を有し、下記の要件を満たすものに支給する (1) 住所要件 「日本国内に住所を有すること」 (2) 監護・生計要件 「児童を監護し、その児童と一定の生計関係にあること」
	参考事項	
	設定等年月日	平成27年4月1日設定(令和6年10月1日最終変更)
標準処理期間	標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	約1か月
	設定等年月日	平成27年4月1日設定(平成 年 月 日最終変更)

